





<p>三項</p> <p>第十三条</p>	<p>第五十条中、「以下一般遵守事項」というところの「第二号及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中、「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同条第五号中、「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三号第二項第二号中、「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項」と</p>	<p>第七十條第三項</p> <p>第八十條</p> <p>第八十一條</p> <p>第五十條及び第六十三條</p>
<p>によりなおその効力を有することとされる旧犯罪者予防更生法第三十四条</p>	<p>同項中、「第三十條第三項の規定により定められた特別の遵守事項のほか、左に示るものは、左に」と、同項第四号中、「転じ」とは長期の旅行をする」とあるのは「転ずる」と</p>	<p>附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧犯罪者予防更生法第三十四条第二項</p> <p>第五十七條第二項、第五十八條、第六十一條、第六十二條、第六十五條、第六十九條及び前条並びに附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧執行猶予者保護観察法第二條及び第七條</p> <p>附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧執行猶予者保護観察法第五條</p>

<p>第五十條中、「以下一般遵守事項」というところの「第二号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中、「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同条第五号中、「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三号第二項第二号中、「遵守事項」とあるのは「第八十一條第三項の規定により読み替えて適用される第五十条に掲げる事項」と</p>	<p>同項中、「事項及び次項の規定により定められた特別の事項」とあるのは「事項」と、同項第二号中、「転じ」とは長期の旅行をする」とあるのは「移転する」と</p>
---	--

③④ 附

⑤ 第二項の規定にかかわらず、執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律の施行前に刑法第二十五條の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者であつてこの法律の施行の際に当該保護観察に付されているもの、第二十七條第二十七條及び第八十一條の規定の適用については、第二十七條第四項中、「第五十條第四号（完済禁止法）の規定の適用については、第五十條第四号（完済禁止法）の規定により居住すべき住居（第五十一條第二項第五号、同法第二十六條第一項において準用する場合を含む。）の規定により宿泊すべき特定の場所が定められている場合には、当該場所」とあるのは「附則第五條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律（平成十八年法律第十五号）による改正前の執行猶予者保護観察法（昭和十九年法律第五十八号）第五十條の規定に係る住居」と、第八十一條第三項中、「対する第五十條及び第六十三條の規定の適用については、第五十條中、「以下一般遵守事項」というところの「第二号及び第三号に掲げる事項を除く」と、同条第五号中、「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同条第五号中、「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三號第二項第二号中、「遵守事項」とあるのは「第八十一條第三項の規定により読み替えて適用される第五十條に掲げる事項」とあるのは「の

遵守すべき事項は、附則第五條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律による改正前の執行猶予者保護観察法第五十條の規定にかかわらず、善行を保持すること及び住居を移転するときはあらかじめ保護観察所の長に届け出ることとする。

⑥ 略

⑦ 調整規定

第一條① 略 改正により削られた

② 略 改正後の本条